

平成 30 年度 九州厚生局地域包括ケア市町村セミナー

高齢者における権利擁護を考える

市民後見人の現状と課題

平成 30 年 12 月 19 日 (水)

特定非営利活動法人市民後見人の会・ながさき

1. NPO 立ち上げに至った経緯

平成 17 年度に高齢社会 NGO 連携協議会（高連協）が全国で展開した、「市民後見人養成講座」の受講生有志で勉強会を継続する一方、平成 18 年に任意団体「市民後見人の会」世話人会を立ち上げました。その後、NPO 法人作業部会で検討を重ね、平成 21 年 8 月に認証を得て「非営利活動法人市民後見人の会・ながさき」が誕生し、平成 28 年に 10 周年を迎えました。（記念誌発行）

- ・ NPO 法人取得後も、市民後見人養成講座を各方面からの協力を受けて開催した
- ・ 平成 25 年長崎市との協働事業に取り組み長崎市独自の「後見人候補者養成講座」のカリキュラムを作成、現在も継続して用いられている

2. 当会について

会員数 73 名 年会費 2,000 円

理事(5 名) 総会 理事会

監事(2 名) 監査

運営委員(10 名) 運営委員会

役割分担 (運営委員担当) (1)後見支援 (2)研修 (3)啓発 (4)広報 (5)会計

事務所所在地 長崎市内

(相談日) 毎週木曜日 10:00~16:00 電話及び訪問相談

会報 「きずな」 (年 2 回)

シニアライフノート 「わたしのおぼえがき」

障がい児・者向け「わたしの想いを伝えたい」(ご本人の情報や親の思いを伝えたい)

事業内容 ①後見活動 ②養成研修(人材育成活動) ③相談活動

④普及・啓発活動 ⑤広報活動

3. 後見活動(後見支援、バックアップ体制)

(1)受任の特徴

①個人受任、2人体制で活動時間や内容によって柔軟に対応できる

②複数の視点で最善のことを考え行動や支援ができる

③後見経験者と新人が組み、適切な活動支援のアドバイスは、新人受任者にとっ

て安定と安心感を与える

④報酬付与の申し立てをしていただき、会運営継続のため1／3程度の寄付をお願いしている。

(2) 受任の状況

① 受任件数（年度）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
受任	1	1	1	1	3	0	3	0	2	2(3)	14(3)
終了				1		2		1		3	7

() は予定数

② 受任経路

デイサービス、行政、ケアマネジャー、法務局（人権擁護委員）、地域包括支援センター、法テラス、長崎県社会福祉協議会（日常生活自立支援事業）

③ 後見内容

- ・ 後見類型 7 件、 保佐類型 5 件、 補助類型 2 件
- ・ 在宅 5 件、 病院・施設 9 件
- ・ 監督人なし 3 件、 監督人あり 11 件
- ・ 後見人等実践者 20 名

(3) 後見支援体制

① 後見人受任に係る事前研修

② 後見支援連絡会（年 2 回）

③ 後見人が孤立していないか、面談を通して被後見人の意思確認や問題解決を図る。家庭裁判所等提出書類の相談、助言等

④ 情報等の共有、緊急事態発生時の対応等バックアップ体制

(4) 権利擁護について活動の中で出会った事例

4. 専門職・行政との連携

(1) 専門職との連携

弁護士 司法書士（リーガルサポート） 社会福祉士（ぱあとなあ）

(2) 長崎市との連携

① 長崎市が主催する講演会などで活動の一部を紹介する機会を得ている

② 長崎市が市民後見人の会による後見受任事例に係る検討会を開催して市民後見活動の支援をしている（年 2 回）

③ 長崎市が主催する地域包括ケアシステム講演会にブース開設の機会を得る

④ 長崎市地域包括支援センター職員等の研修会に参加の機会を得ている

(3) 社会福祉協議会との連携

『権利擁護あんしんシステム』

日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行システム、
擁護委員会にて審査し確定後マッチング(受任者調整)があります。
市民後見人候補者養成講座修了者等から選任し市民後見人として受任
している。現在補助類型2件を受任、申し立て中が3件あります

5, 当会が抱える課題

(1) 使命感や思いだけでは継続しにくい NPO 法人運営の問題

家賃 光熱費 IT 機器等維持費用

(2) 会員が市民後見を受任しにくい諸問題

会員の高齢化 親族の介護 自分自身の健康 家族の諸事情

(3) フォローアップ研修(継続研修) 参加数を増やす工夫

多様な価値観 後見活動への関心 研修内容の充実

～出会いは人を育み 次の出会いへと導きます～